

山口県（下関市を除く）では、令和7年4月1日から盛土規制法の運用を開始する予定です！

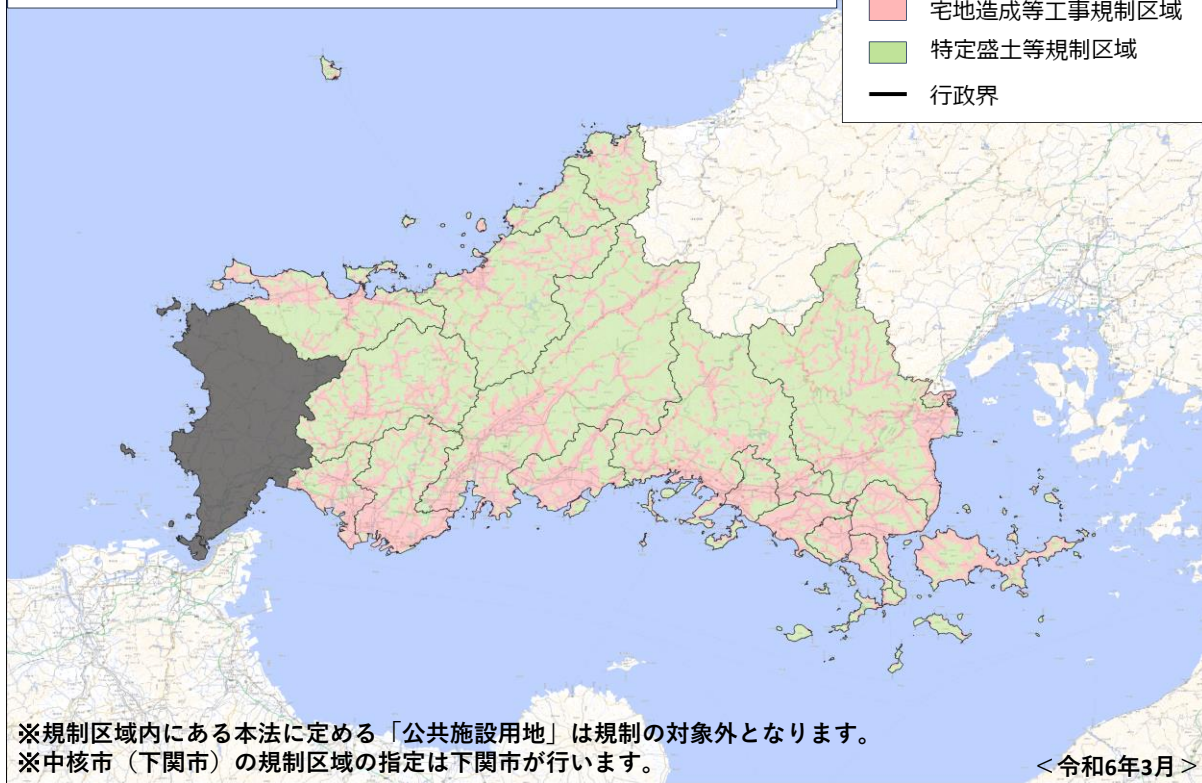
規制区域の指定

- ・国の基礎調査実施要領に基づき規制区域の候補を作成したところ、概ね県内全域が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」に該当することになりました。
- ・今後、所定の手続きを経て、令和7年4月1日に規制区域を指定する予定です。

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域【指定案】

凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 行政界



安全な盛土等の造成のための許可等

- ・規制区域内で一定規模を超える盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要となります。（許可又は届出が必要な盛土等は裏面を参照）
- ・許可等の手続きについては、今後、山口県のホームページに掲載する予定です。
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/209830.html>

盛土等を安全に保つ責務

- ・規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等※が常に安全な状態に維持する必要があります。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

許可・届出の対象となる盛土等の規模

● 許可対象

< 土地の形質の変更（盛土・切土） >

	要件	イメージ図
①	盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	
②	切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	
③	盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	
④	盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	
⑤	盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)	

< 一時的な土石の堆積 >

	要件	イメージ図
⑥	最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	
⑦	最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの	

赤字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

● 届出対象

特定盛土等規制区域で行う盛土等で、前記①～⑦までの宅地造成等工事規制区域の許可を要する規模と同等のもの。

規制区域指定時に許可・届出対象と同規模の盛土等を行っている場合は、21日以内に届出が必要です。

盛土等以外に届出を要するもの

- 以下の施設の全部又は一部を除却する工事
 - ・擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの
 - ・地表水等を排除するための排水施設
 - ・地すべり抑止ぐい
- 公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合

許可等不要の工事

- 法に定める「災害の発生のおそれがないと認められる工事」については、許可又は届出が不要です。
 - 例) 鉱山保安法による鉱物の採取等

規制の対象とならない行為の例

- 通常の営農行為
 - ・通常の生産活動
 - ・ほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立等
- グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し

【お問い合わせ先】

(宅地造成等工事規制区域に関すること) **山口県土木建築部建築指導課**：083-933-3866

(特定盛土等規制区域に関すること) **山口県農林水産部森林整備課**：083-933-3480